

豊岡市建設工事入札参加者に係る資格格付要領

（目的）

第1条 豊岡市建設工事入札参加者選定要綱（以下「要綱」という。）第5条に規定する地域・社会貢献評価に係る数値（以下「評価数値」という。）の算定については、この要領の定めるところによる。

（主観点数）

第2条 評価数値の算定に係る項目、要件及び点数は別表のとおりとし、その合計点数を主観点数という。

（総合数値）

第3条 要綱第5条の総合数値は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29の規定に基づく総合評定値（経営状況分析の結果に係る数値及び経営規模等評価の結果に係る数値を用いて国土交通省令で定めるところにより算出した客観的事項の全体についての総合的な評定の結果に係る数値をいう。以下同じ。）に主観点数を加算したものとする。

（その他）

第4条 一般共同企業体及び特別共同企業体における主観点数の取扱いについては、入札参加資格審査申請書の受付時又は一般競争入札公告の都度市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年1月10日一部改正）

この要領は、平成24年1月10日から施行する。

附 則（令和4年1月1日一部改正）

この要領は、令和4年1月1日から施行する。

附 則（令和6年12月1日一部改正）

この要領は、令和6年12月1日から施行する。

別表（第3条関係）

項 目	要 件	点数
1 ISO9001認証取得	入札参加資格審査申請又は主観点加算申請（以下「資格格付に係る申請」という。）時に、豊岡市内（以下「市内」という。）に所在する営業所（市内に所在する従たる営業所（以下「支店等」という。）に契約権限を委任する場合は、主たる営業所（以下「本店」という。）及び当該支店等）において、以下の認証を取得していること。 (1) 公益財団法人日本適性認定協会（以下「J A B」という。）又は J A B と 相互認証している認定機関（以下「J A B 等」という。）に認定されている審査登録機関が認証するJIS Q9001（ISO9001）	10点
2 ISO14001等認証取得	資格格付に係る申請時に、市内に所在する営業所（市内に所在する支店等に契約権限を委任する場合は、本店及び当該支店等）において、以下のいずれかの認証を取得していること。 (1) J A B 等に認定されている審査登録機関が認証するJIS Q14001（ISO14001） (2) 一般財団法人持続性推進機構が認証するエコアクション21	10点
3 災害時応援協定の締結	資格格付に係る申請時に、災害時における応急対策業務に係る協定等を本市と締結していること。（加入している組合等が締結する協定等を含む。）ただし、同一の事業者が複数の協定を締結している場合であっても、重複加点は行わないものとする。	10点
4 除雪協力	資格格付に係る申請を行おうとする年度において、市道等（市有施設、市内の国県道、コウノトリ但馬空港を含む。）を対象とした以下のいずれかに該当する除雪業務を受託し、かつ、適正に履行していること。ただし、同一の事業者が複数の業務を受託している場合であっても、重複加点は行わないものとする。 (1) 自社保有機械による業務 (2) 貸与機械による業務	(1) 20点 (2) 15点
5 地域まちづくり活動等への協力	資格格付に係る申請を行おうとする前年1年間において、豊岡市若しくは市内の自治会等の要請により、当該団体が実施する道路又は河川愛護活動等において、建設機械（ダンプトラックを含む。）を無償貸与する等、地域まちづくり活動に協力していること。	10点

6 地元雇用	資格格付に係る申請時に、全従業員に対する豊岡市民の割合（以下「地元雇用率」という。）が次のいずれかに該当すること。 (1) 豊岡市民の従業員数が30人未満の場合で、地元雇用率が50%以上80%未満 (2) 豊岡市民の従業員数が30人未満の場合で、地元雇用率が80%以上 (3) 豊岡市民の従業員数が30人以上の場合で、地元雇用率が70%未満 (4) 豊岡市民の従業員数が30人以上の場合で、地元雇用率が70%以上	(1) 5点 (2) 10点 (3) 5点 (4) 10点
7 障害者雇用	資格格付に係る申請時に、次のいずれかに該当していること。 (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項の規定による報告義務（以下「報告義務」という。）を有する者で、法定雇用障害者数以上の障害者を雇用している。 (2) 報告義務を有する者で、法定雇用障害者数未満の障害者を雇用している。 (3) 報告義務を有しない者で、障害者を雇用している。	(1) 10点 (2) 5点 (3) 10点
8 豊岡市ワークイノベーションの推進	資格格付に係る申請時に、次のいずれかに該当していること。 (1) 豊岡市ワークイノベーション表彰事業におけるせんげんカンパニーに登録されている。 (2) 豊岡市ワークイノベーション表彰事業におけるとりくみカンパニーに認定され、又は豊岡市ワークイノベーション表彰を受けた経歴がある。（ただし、(1)との重複加点は行わない。）	(1) 10点 (2) 20点
9 建設業暴力追放活動	資格格付に係る申請を行おうとする前前年以降2年間において、次のいずれかに該当していること。 (1) 事業所の所在地を管轄する警察署に「不当要求防止責任者専任届出書」を提出し、公益財団法人暴力追放兵庫県民センターが実施する不当要求防止責任者講習会を受講している。 (2) 兵庫県建設業暴力追放協議会の会員で、当該協議会が実施する研修会等に参加している。	10点

備考 一般共同企業体が資格格付に係る申請を行う場合にあっては、以下の要件を追加する。

- 1 項目1、2及び6から9までにおいては、全ての構成員が各項目のいずれかの要件に該当していること。
- 2 項目3から5までにおいては、いずれかの構成員が各項目のいずれかの要件に該当していること。
- 3 各項目において構成員間で点数が異なる場合は、最も大きい点数を採用する。